

県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業に係る動画制作・放映業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業に係る動画制作・放映業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業に係る動画制作・放映業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 委託料の上限額

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格したあと、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

5 参加資格

企画提案に参加できるものは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、「広告・宣伝」に関する業務で種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税の未納がない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

項 目	日 時
(1) 公告日	令和7年10月16日(木)
(2) 質問票受付期限	令和7年10月24日(金)午後5時必着
(3) 参加申込書提出締切	令和7年10月31日(金)午後5時必着
(4) 企画提案書提出締切	令和7年11月 7日(金)午後5時必着
(5) 審査結果の通知	令和7年11月14日(金)までに

8 企画提案競技の方法

(1) 質問の受付及び回答

仕様書もしくは本要領に関する疑義は、質問票(様式1)を電子メール又は持参により令和7年10月24日(金)午後5時まで下記12に掲げる窓口まで送付すること。電子メールの場合は、送信後にその旨電話連絡を行うこと。

回答については、軽微なものを除き、8(2)で提出のあった参加申込書を提出した全ての参加者に対し、電子メールで送付する。

(2) 参加申込み

企画コンペに参加する者は、令和7年10月31日(金)午後5時までに参加申込書(様式2)を下記12に掲げる窓口まで電子メール又はファクシミリで送付すること。未達を防ぐため、送信後は電話連絡を行うこと。(電子メールでの送付の場合、データ容量の都合によりこちらに届くまでに10分程度かかるため、送信後10分経過以降に連絡すること。)

(3) 企画書の提出

令和7年11月7日(金)午後5時までに以下の書類を下記12に掲げる窓口 to 郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、郵送物の追跡が可能な手段により提出すること。

① 企画提案の内容

以下の内容について提案を行うこと。

ア 制作する動画案

イ 放映案

放映については、放映時間帯、放映回数等を明記すること。

ウ その他

業務実施体制、業務スケジュールについて記載すること

② 提出書類

ア 企画提案書(様式3) 1部

イ 企画書(任意様式) 4部

- ・ 提出する企画提案は、1案のみとする。

- ・ 提出する部数は4部とし、A4版（一部A3版を折り曲げて可）とする。縦向き、横向きは自由とするが、混在は避けること。
- ウ 見積書 4部（原本1部、写し3部）
 - ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税、合計額（税込金額）を記載すること。
- エ 会社概要（既存のもので可） 4部
- オ 誓約書（様式4） 1部
- カ 類似業務の履行実績が確認できる資料（4部）
 - ・ 過去3年以内における類似事業の履行実績について、実施年度、委託者、受託金額、業務概要を記載した資料を提出すること。

（4）審査項目

審査内容及び各項目の配点は、別添「審査基準表」のとおりとする。

（5）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（6）選定結果通知

令和7年11月14日（金）予定（参加者全員に電子メール及び文書で通知する。）

（7）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

（8）（7）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

採択された者と県は、別途内容を協議の上、契約を締結する。（採択については、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。採択された者と県は、企画提案の内容に基づき、その事業内容の詳細や業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、随意契約の手続きを行う。）

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

(1) 著作権について

この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとし、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

12 問い合わせ先及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体・商業振興担当 児玉

電話番号 0985-26-7098（直通）

ファックス 0985-26-7337

E-mail shokoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp